

高松市立新北町北公園内の樹木伐採に係る財産の管理を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成27年8月12日

高松市監査委員	吉田正己
同	鍋嶋明人
同	神内茂樹
同	佐藤好邦

高松市立新北町北公園内の樹木伐採に係る財産の管理を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件請求は、平成27年6月19日に受け付けた。

3 請求の要旨（原文。ただし、（注）の部分については、監査委員において付記したもの）

（当初請求分）

別紙事実証明書（高松市長作成の平成27年6月16日付高公緑第80号「行政文書非公開決定通知書」写し）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、氏名不詳の者に高松市新北町北公園の多数の樹木について違法な伐採許可をし、又は氏名不詳の者が許可権限者の適法な伐採許可も受けずに違法に伐採した事実が認められるが、公園緑地課その他の関係職員は、本件公有財産たる樹木の伐採に係る損害の賠償請求及び原状回復請求を怠り高松市の公有財産の管理を違法に怠っているのである。

別紙事実証明書記載の通り、本件請求人は、高松市情報公開条例に基づ

き、高松市長に対して「本年5月以降になされた高松市所有の「新北町北公園」内の樹木（数十本）の伐採に関して①当該伐採許可申請書類、②当該伐採許可関係書類（許可書控えを含む）、③当該伐採理由の分かる書類、④当該伐採者名の分かる書類、⑤当該伐採の契約書類、⑥当該伐採に要した費用の分かる書類」について平成27年6月10日に公開請求をした。これに対して、高松市長は、事実証明書の平成27年6月16日付行政文書非公開決定通知書で「行政文書不存在」を理由に非公開決定の行政処分をした。この事実から①公園緑地課職員等が適法な許可処分の手続をとらずに何者かに違法に伐採の許可をした、②何者かが高松市の許可権限者に無断で勝手に樹木を伐採した、の二つの場合が推測されるが、いずれの場合であっても、器物損壊罪（刑法第261条）の犯罪構成要件に該当する違法な行為である。従って、高松市職員は、当該違法な樹木の伐採に関して違法行為者に対して損害の賠償請求及び原状回復請求をする必要があるのにこれを怠り、高松市の公有財産の管理を違法に怠っているのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の高松市の公有財産たる樹木の違法な伐採に係る損害の賠償請求の不履行及び原状回復請求の不履行に関する違法な財産の管理を怠る事実について責任を有する者に対して、損害の補填を求めるほか、懲戒処分その他の必要な措置をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

（補正分）

1 別紙供述録取書の高嶋茂樹職員の供述によると、樹木を根元から切断する場合は「伐採」になるから高松市の伐採許可を必要とするが、枝の切断は「剪定」にあたるので高松市の許可は必要としないと述べた。しかし、本件の場合の樹木の伐採は、高松市北公園の夾竹桃全部とその他の樹木の伐採であり、高嶋茂樹職員が現地の高松市北公園で確認している通り、本件の夾竹桃その他の樹木の切断位置は、地上約1メートル乃至約1.5メートルであることから、高嶋茂樹職員の「伐採」の独自の解釈によっても「枝の剪定」には該当せず、樹木の「伐採」に該当するものなのである。

2 高松市では、新北町南公園の夾竹桃の全部についても2年ほど前に地上約50センチメートルの位置で切断してしまったが、この場合には、地元の公園愛護会と称する者から、子供には夾竹桃は毒になるという理由で、全部の伐採を高松市に申請をして伐採し、その後、特別の化学薬品によって根まで枯らしてしまったのである。現在でも、伐採して枯れた根の部分は残っている。

私ら新北町南公園の利用者は、毎年、夾竹桃の花が咲くのを楽しみにしていたのである。公園愛護会と称する一部の者の意思によって数十年も咲き続けた夾竹桃を全部伐採した理由は、「夾竹桃には毒がある」というものであるが、高松市の相当数の公園には、現在も夾竹桃は存在するのである。新北町の近隣でも、高松市の食肉センターには大量の夾竹桃が植えられているのである。

3 新北町北公園の本件夾竹桃その他の樹木の伐採は、別紙供述録取書の記載から明らかな通り、伐採許可申請がなされず、公園愛護会の称する者が勝手に伐採したことは明白である。公園緑地課の高嶋茂樹職員による「伐採とは、樹木の根元から切断することをいう」との解釈の根拠も明らかではなく、現に、かつて新北町北公園（注：正しくは「新北町南公園」ではないか。）において夾竹桃の全部の伐採を許可した事例でも「地上約50センチメートル」の位置で伐採しているのである。新北町北公園での本件夾竹桃その他の樹木の伐採は、高嶋茂樹職員自ら確認した通り「地上約1メートル乃至約1.5メートル」の位置で切断されているのであるから、新北町南公園での夾竹桃の場合と同様「伐採」に該当するものである。

4 前述した通り、夾竹桃は、高松市内の相当数の公園にも植えられており高松市の公的施設の食肉センターにも大量に植栽されていることから「伐採」を必要とするほどの有害な植物ではないのである。新北町南公園や北公園の設置年月の詳細は不明であるが、本件夾竹桃の花は、少なくとも数十年は、地元住民を楽しませてくれたのである。高松市の貴重な公有財産である夾竹桃を勝手に違法に伐採することは許されないのである。

公園緑地課の高嶋茂樹職員（同課課長）は、新北町北公園の本件夾竹桃その他の樹木の伐採は、「根元」から切断したものではないから「伐採」には該当しないという詭弁を弄して自らの責任を回避する態度を採っているが、高松市の貴重な財産を管理する責任を有する者として許されるものではない。

高嶋茂樹職員の供述によると、本件夾竹桃その他の樹木の伐採は、公園愛護会と称する者が高松市に無断で伐採したことが明白になったが、同職員は、本件伐採に関する情報公開請求を受けた後に現場に出向いて本件夾竹桃その他の樹木の違法な伐採を発見した後も、違法な伐採とは認めず「伐採ではない」と言い続けたのである。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来 of 監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求に係る監査対象事項は、新北町北公園愛護会（以下「北公園愛護会」という。）に属する者が、高松市（以下「市」という。）の公共用財

産である高松市立新北町北公園（以下「本件公園」という。）内に植栽していた「夾竹桃」その他の樹木（以下「本件樹木」という。）の幹を地上約1メートルないし1.5メートルの高さで切断したことについて、市都市整備局公園緑地課の職員が、当該行為者に対し、その損害賠償の請求や原状回復請求をしていないことが、違法に財産の管理を怠る事実該当するかどうかという事項である。

そして、その措置請求の内容は、上記財産の管理を違法に怠った事実につき責任を有する者に対して、その損害の補填を求めるほか、その財産管理に関わった関係職員に対する懲戒処分その他の必要な措置をとるよう市長に勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成27年7月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からは、その陳述に代える陳述書の提出がなされたものの、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象局

本件監査対象局は、都市整備局公園緑地課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

本件監査は、市の執行機関に事実照会するとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査し、現場を見分するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を認定した。

(1) 本件公園の概要

本件公園は、高松市高松浜土地地区画整理組合が、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき実施した高松市高松浜土地地区画整理事業において、高松市新北町25番1号に設置したものであり、昭和51年3月12日に、同法の換地処分により、その所有権が同組合

に帰属し、同年6月3日に、同法の土地区画整理事業の施行により設置された公共施設の管理に関する規定により、同組合から市へ管理が引き継がれた都市公園であり、その正式名称は「高松市立新北町北公園」である。

本件公園は、市内中央部を流れる摺鉢谷川が瀬戸内海に臨む河口西側に位置し、その四方を市道に囲まれた東西約68.4メートル、南北約52.5メートルの変則四角形の土地（面積2,559平方メートル）に設置されており、その周囲には、市道に面して高さ約75センチメートルのコンクリート製植栽柵が築かれ、南北と西側に各1か所、合計3か所に出入口が設置されている。

そして、前記植栽柵の上には、トベラ・ウバメガシなどの低木や桜・松・夾竹桃・サンゴジュなどの高木が整然と植栽されるとともに、本件公園内にも、フェニックス・ヒラドツツジ・桜・松など多種多様な樹木や草花などの植物が植栽されており、近隣住民に緑多い憩いの場として提供されている。

なお、本件公園は、市道を挟んで北側は瀬戸内海、東側は摺鉢谷川に面し、西側には企業社屋が建ち並び、一般住宅は専ら南側にのみ存在し、公園内には、北側出入口付近に公衆便所が設置されている外、砂場等の施設が設けられている。

（2） 本件公園の管理

本件公園は、前記組合が設置し、それを市が引き継いだ都市公園であり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の3が「都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が」行うと規定しているところに基づき、市が、公園管理者として、その管理に当たり、市民の使用に供しているものであるが、市としては、国が昭和37年に「都市公園の管理の強化について」と題する建設省都市局長通達によって示した指針において、適切な公園の維持管理と利用を推進するため、公園愛護団体の結成に言及している趣旨を踏まえ、市民に潤いと安らぎある生活を確保する目的で設置する都市公園の管理については、公園管理者である市だけが全面的に

これを掌理するよりは、これを使用する地域住民にもその一翼を担ってもらい、市と住民の協働により維持管理するようにした方が、地域住民の間に、公園は自らの手で護るものだという意識が醸成され、愛着をもって大事に公園を使用する慣行が育ち、良好な生活環境が造成されて効果的であると考え、同通達後間もない頃から、地域の自治会、子供会、老人クラブなどの奉仕活動グループで、市と協働して都市公園の維持管理に協力するボランティア団体である公園愛護会を結成することを奨励してきた。

そして、市は、平成21年12月21日に制定した高松市自治基本条例（平成21年高松市条例第51号）に掲げる「市民主体のまちづくり」の推進に向け、公園愛護会活動の普及・拡大に取り組み、平成23年4月1日には高松市公園愛護会設置要領を制定・施行して、その育成と自主的活動の支援を本格的に行っている。

その結果、市全域で公園愛護会が普及し、平成25年10月現在で、市が設置した都市公園のうち指定管理者等により管理している公園を除いた157か所の都市公園のうち、143か所の公園で、公園愛護会が結成され、公園等の清掃、除草、簡単な剪定、樹木への灌水、施設の簡易な修繕、児童が安全に遊戯することの指導、愛護活動の普及宣伝などの愛護活動を自主的かつ継続的に実施しており、本件公園についても、昭和53年に、本件公園の近隣住民で組織する新北町自治会を母体として北公園愛護会が結成され、本件公園について、無償のボランティア活動として自主的に清掃や除草、樹木に対する灌水、遊具等の点検などの公園愛護活動を継続し、市と協働して公園の維持管理に当たっている。

（3） 本件樹木の植栽状況

本件樹木は、前記組合が本件公園を築造中であつた昭和48年から昭和51年までの間に、同組合が植栽し、市に引き継がれたものの一部であり、平成27年6月頃の本件樹木切断直前頃には、本件公園の外周に市道に沿って設置されている植栽柵の南面の出入口から西方に延びる部分に、一定の間隔で16本の夾竹桃が植栽されているほか、

公園内には随所に、ヒラドツツジ・サンゴジュ・フェニックス・松・桜などの樹木や草花などの植物が整然と植栽されており、夾竹桃は、幹切断直前頃には、植栽からすでに40年位の年月が経過していたため、請求人主張のとおり大きく成長していたものと推認される。

なお、本件樹木は、本件公園に設けられた植栽の一つであり、都市公園法第2条第2項の規定により、公園施設とされるもので、同項の規定により、公園に含まれ、一体的な市所有の公共用財産となっている。

(4) 本件樹木切断に至る背景事情

ア 本件樹木の主要な部分を占める夾竹桃の毒性

夾竹桃は、強い日射しと澄んだ空が似合う、夏を代表する花木の一つであり、大気汚染や悪環境にもよく耐え、強健で育てやすく、かつては公園などにも広く植栽されてきたものであるが、その反面、葉・茎・根・花・種子など全てに、オレアンドリン・アディネリン・ギトキシゲン・ジキトシゲンなど複数の有毒成分を含んでおり、これを人が体内に摂取すると、中毒を起し、心臓麻痺などにより死に至ることもある危険性を持っているものであり、学校の庭に植栽されていたものを全て伐採しようとしたり、市花として指定されていたものを取り消されたりした事例もあることが世間で広く認識されており、世間一般に、その毒性に対する多大の危惧や不安が取り沙汰されることが多い実情にある。

イ 近隣に所在する同種公園に植栽されていた夾竹桃の伐採状況

本件公園の南西約250メートル先の住宅地中央付近には、本件公園と同様に、前記組合が設置し、市がそれを引き継いだ都市公園である市立新北町南公園（東西約75.5メートル、南北約41.5メートルの長方形で、面積は約3,130平方メートル。以下「南公園」という。）が存在し、市が、公園管理者として、その管理に当たっているものであるが、その外周には市道に沿って植栽柵が設置され、その植栽柵には4面ともに、公園設置時から植栽されていた夾竹桃30本が生育されていたため、同公園を利用する付近住民の多数から、夾

竹桃の毒性が人の健康に与える悪影響を危惧したり、繁殖した夾竹桃の枝葉が見通しを遮って公園内で遊ぶ子供たちを看護する上で支障になるとの不安の声が盛り上がり、夾竹桃を伐採してほしいという強い要請が寄せられ、市は、同公園内に、高松市老人いこいの家「新北荘」や広場・パーゴラ・ジャングルジム・シーソー・滑り台・スプリング遊具・砂場などを備えた子供用遊戯施設が設けられており、高齢者や子供たちの出入りが多いところから、その要請には相当の理由があるとして、平成6年頃に、同公園の西側市道沿いの植栽柵に植栽されていた夾竹桃7本を、平成25年5月頃には、残る夾竹桃23本全てを、いずれも伐採除去しており、現在では、かつて同公園に植栽されていた夾竹桃の全部が枯死し、その痕跡を留めるだけの状態になっている。

この夾竹桃の伐採除去は、いずれも、刈り込み鋏やチェーンソーを使用して、夾竹桃を地上約50センチメートルないし約80センチメートルの高さで伐採し、その根元に除草剤希釈液を注入することにより枯死させる方法で実施しており、平成6年頃の伐採は市自体が行ったものの、平成25年5月頃の伐採は、市がこの公園について結成されていた新北町南公園愛護会に許可を与え、同愛護会の手で行わせている。

ウ 南公園利用者の夾竹桃伐採に対する反応

南公園を使用している付近住民は、一様に、上記夾竹桃が伐採除去されたことにより、その毒性が公園を使用する子供たちや高齢者などの健康に及ぼす影響を危惧する不安感が無くなり、その繁殖が外周市道を通行する人車の妨げになっていた障害が取り除かれるとともに、公園内で遊ぶ子供たちの監視の妨げとなっていた見通しが回復され、安心して快適に南公園を利用できるようになったと極めて好評の反応を示しており、上記夾竹桃の伐採に批判的な意見は、ほとんどない状況である。

(5) 本件公園における本件樹木切断に至る経過と切断の状況

ア 本件公園は、前述のとおり、北面は海、東面は川に接し、西面には

企業社屋が建ち並び、南面のみに住宅街があるという立地条件のためか、設置当初は、これを利用する住民は少ない状況であったが、近時、週末になると度々、若者の集団などが押し寄せて屯し、夜中に騒ぎ立てたり、公園内の公衆便所に悪戯をして排水管を詰まらせたりする被害が頻発し、その迷惑行為が年々増幅する傾向が出てきたため、多くの付近住民から不安と危惧の声が噴出し、付近住民で組織する新北町自治会の平成23年度総会において、それに対処する方策が協議された結果、公園南面の植栽柵に植栽されている夾竹桃の繁殖力が旺盛で、見通しを遮り、公園内で遊んでいる子供たちの状況を外から観察することができない状況が生じ、周囲を巡回してくれる警察のパトロールにも支障があると考えられるので、防犯上の配慮と安全性の確保の観点から、上記夾竹桃と公衆便所周辺の樹木を一定の高さで切断する剪定を施し、見通しを良くする措置を講じることが必要であるという結論が出され、市とともに本件公園の維持管理に当たっている北公園愛護会に対して、その措置を講じてもらう要望をすることを決定し、直ちにその要望が実行に移された。

イ この要望を受けた北公園愛護会は、検討の上、これを受託することを決定し、爾後、従前から実施している日常的な公園の維持管理に加え、2年か3年毎に上記夾竹桃や公衆便所周辺の樹木を適宜切断する剪定を施し、外部から公園内を見通す視界を確保することにより、公園利用者が安全かつ安心して快適に公園を利用できる環境を整える方針を打ち立て、これを実行に移した。

この方針に基づいて、北公園愛護会は、本年度、平成27年6月7日に、本件公園の南面の植栽柵に植栽されていた夾竹桃16本全部の幹を、地面上最低約1.17メートル、最高約1.74メートルの高さで切断する措置を施すとともに、本件公園内の公衆便所周辺に植栽されているサンゴジュ10本とウバメガシ8本を高さ最低約32センチメートル、最高約71センチメートルまでに切断した。

北公園愛護会は、同日を本件公園の一斉清掃作業日とし、朝早くから113人に上る多数の会員が本件公園に集まり、公園内一円や周辺

道路の塵や落ち葉拾いから、広場の草抜き、樹木の下草刈りや余分な枝葉の刈取り、灌水などを行う作業を集団で手分けしながら実施し、その一環として本件樹木の切断作業も実施したものであるが、この一斉清掃作業では、当初から樹木の伐採は一切計画されておらず、本件樹木切断は、樹木伐採のためのものではなく、専ら樹木の剪定のために実施したものに過ぎず、剪定以外の意図は全然なかった。

北公園愛護会は、本年度以前にも、本年度と同規模の樹木切断を行っているが、夾竹桃は、繁殖力が旺盛であるため、本年度の樹木切断を施す前には、従前の樹勢を回復していたものであり、市は、本年度の樹木切断の程度では多年を要せず従前の樹形・樹高を回復するものと推測している。

なお、本件公園は、北面は海、東面は川に囲まれ、西面には企業社屋が建ち並び、南面だけに住宅街があるのに対し、南公園はその周囲一帯が住宅街に取り囲まれているなど、周辺環境が大きく異なっているため、北公園愛護会による本件公園の夾竹桃などの樹木切断では、南公園で問題となった夾竹桃の毒性による悪影響などは問題とならず、夾竹桃の伐採除去は最初から念頭がなく、専ら外部から公園内に対する見通しの確保だけが目的であったため、南公園で夾竹桃を伐採した場合に行われた除草剤希釈液の根元への注入などの措置は一切行っておらず、その後の生育のため切断面より下部の枝葉も若干は残している。

また、本件公園内の公衆便所周辺に植栽されているサンゴジュとウバメガシの切断は、切断部から上の部分を全部除去しているものの、それより下の部分は、枝葉を一部刈り込んだだけで、相当量の枝葉を残している。

ウ この樹木切断から1か月余が経過した平成27年7月8日現在、本件樹木は、いずれも切断面付近から下部にかけて、随所で新しい枝葉が成長し始め、樹勢を取り戻しつつある状況を呈しており、植栽樹木取扱いの専門家である香川県造園事業協同組合は、その状況を見て、「撤去を目的とした伐採ではなく、維持管理の一環の中の強剪定に該

当する。」との見解を明らかにしている。

また、請求人が指摘している近隣所在の高松市食肉センターの敷地周辺に植栽されている夾竹桃は、同時期、請求人主張のとおり、大きく繁殖して一部開花している状況にあるが、その夾竹桃には、過去に本件樹木の夾竹桃と同程度の高さで切断する剪定が施されている痕が鮮明に残っている。

(6) 公園内樹木の伐採等に関する条例等の規定

都市公園内に植栽されている樹木の伐採については、高松市都市公園条例（昭和61年高松市条例第22号）第5条が、都市公園法及び同条例の規定による許可を受けない限り、公園内において、「竹木を伐採し、又は植物を採取すること。」などの行為をしてはならないと規定しており、原則的に禁止している。

前記条例規定は、その禁止行為の対象者については、特に明記していないが、ただし書で、市長から所定の許可を受けたものを禁止対象から除外していることなど、規定全体の趣旨から見て、禁止行為の対象者が公園管理者である市以外の者の全てを指していることは明白であり（因みに、都市公園法第11条は、国の設置に係る都市公園における行為の禁止等として、「何人も、みだりに次に掲げる行為（竹木を伐採し、又は植物を採取することなど）をしてはならない。」と規定し、行為対象者を限定していない。）、市以外の者が所定の許可を受けないまま、公園内に植栽されている樹木を伐採することは禁止されているが、市自体が樹木を伐採することは禁止されておらず、市は、公園管理者として、公園の管理上、相当の理由や必要性があれば、任意に樹木を伐採することができることとなっている。

(7) 本件樹木切断の適法性・相当性に関する市の認識

市は、前(2)記載のとおり、市と協働して都市公園の維持管理に協力するボランティア団体である公園愛護会の結成を奨励し、結成された公園愛護会に、公園等の清掃、除草、簡単な剪定、樹木への灌水、施設の簡易な修繕、児童が安全に遊戯することの指導、愛護活動の普及宣伝などの愛護活動を自主的かつ継続的に実施させており、本件公

園について昭和53年に結成された北公園愛護会にも、自主的かつ継続的にその活動をさせてきているので、公園内に植栽されている夾竹桃などの樹木の剪定については、北公園愛護会の自主的な判断で随時に行うことを奨励こそすれ、否定してはおらず、本件樹木の切断も、北公園愛護会からは事前に具体的説明や相談は受けていなかったものの、その結果を現認して、本件樹木の切断が、市が北公園愛護会に対して自主的判断で実施することを包括的に委ねている剪定の範囲に属する行為に該当するものと判断しており、その樹木切断は適法かつ相当なものであり、何ら違法・不当な点はないと認識している。

2 監査委員の判断

(1) 本件樹木切断の適法性・妥当性について

本件樹木は、「監査により認められた事実」の(3)で明らかなおり、市が都市公園法の規定に基づき、都市公園として管理している本件公園内に植栽されたものであり、同法が規定する公園施設の一つに該当し、本件公園に含まれるものであることは明らかであるので、これが市所有の公共用財産であることは明白である。

市などの地方公共団体の財産の管理及び運用については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条が、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定して、その基本方針を明らかにしており、市の公共用財産の一つである本件公園の管理・運用についても、市は、公園管理者として、当然、この法の趣旨に則って、適正かつ妥当な運営をすべきであることは論を俟つまでもなく明らかである。

市は、「監査により認められた事実」の(2)で明らかなおり、市民に潤いと安らぎある生活を確保する目的で設置する都市公園の管理については、この法の趣旨に則った上で、これを利用する地域住民にもその一翼を担ってもらい、市と住民の協働により維持管理するようにした方が、地域住民の間で、公園は自らの手で護るものだという意

識が醸成され、愛着をもって大事に公園を使用する慣行が育ち、良好な生活環境が造成されて効果的であると考え、高松市公園愛護会設置要領を制定した上、地域の自治会などに呼び掛け、市と協働して都市公園の維持管理に協力するボランティア団体である公園愛護会の結成を奨励し、結成された公園愛護会に対し、無償のボランティア活動として、自主的に本件公園の清掃、除草、簡単な剪定、樹木への灌水などの公園愛護活動を継続実施し、市と協働して公園の維持管理に当たることを委ねてきたものであり、この協働による公園の維持管理は、上記法の趣旨に適うものであり、何ら違法・不当な点はない。

北公園愛護会は、前記の高松市公園愛護会設置要領に基づいて結成され、市と協働して本件公園の維持管理に当たっているものであり、その一環として、市から本件公園内に植栽されている樹木の剪定などを行うことを委ねられているので、市の許可なくその樹木を伐採除去することが許されないことは当然であるものの、その樹木の一部を切断して行う剪定を実施することは許容されているものと思料され、樹木の一部切断が「剪定」に該当する行為であると認められるものである限り、自主的判断で継続的に公園内の樹木を切断することは任されているものと言わなければならない。その樹木の切断が「剪定」の範囲内に属するものか、「伐採」に該当するものかによって、市の許可の要否が検討されることになる。

一般に、樹木の「剪定」とは、樹木等の生育や結実を均一にし、樹形を整えるため枝などの一部を切り取ることであり、植栽された樹木の維持管理には必要不可欠なものであるとされており、樹木を切り取って消滅させる「伐採」とは異なり、財産を良好な状態に維持こそすれ、その価値を減じるものではない。

北公園愛護会は、「監査により認められた事実」の(5)で明らかなどおり、本件樹木のうち夾竹桃は地面上最低約1.17メートル、最高約1.74メートルの高さまで、その他の樹木は地面上最低約32センチメートル、最高約71センチメートルの高さまでで切断していることは明白であるところ、請求人は、その切断をもって、南公園にお

ける夾竹桃の伐採と同様のものであり、「伐採」に該当すると主張するので、以下、その点について検討する。

南公園における夾竹桃の伐採は、「監査により認められた事実」の(4)及び(5)で明らかなおり、本件公園における夾竹桃の切断とは異なり、地面上最低約50センチメートル、最高約80センチメートルの高さで切断した上、残った根元に除草剤希釈液を注入して枯死させて伐採しているのに対し、本件公園における夾竹桃の切断は、北公園愛護会による本件公園の一斉清掃作業の一環として行われ、樹木の伐採は一切計画されておらず、専ら剪定の目的意識で行われており、南公園における夾竹桃の伐採のための切断位置より遥かに高い位置で切断されている上、下部の枝葉の一部を残し、枯死させるための除草剤希釈液の注入など一切の措置は講じられておらず、切断1か月後には新たな枝葉が生育し始めるなど樹勢を示す兆候を呈し、植栽樹木取扱いの専門家である香川県造園事業協同組合も、本件樹木の切断状況を見て、「撤去を目的とした伐採ではなく、維持管理の一環の中の強剪定に該当する。」との見解を示しており、請求人が指摘する「高松市食肉センター」の敷地周辺に植栽されている夾竹桃には本件樹木の夾竹桃の切断位置と同程度の高さで幹が切断されている痕を留めながら、その後大きく繁殖して開花している状況を見せていることなどの各事実に照らすと、本件樹木の夾竹桃の切断は、伐採を目的としたものではなく、専ら「剪定」のためのものであると認めるのが相当であり、請求人の上記主張が失当であることは明らかであると思料する。

また、本件公園内の公衆便所周辺に植栽されているサンゴジュとウバメガシなどその他の樹木の切断は、切断部から上の部分を全部除去しているものの、それより下の部分は、枝葉を一部刈り込んだだけで、相当量の枝葉を残しており、一見して、その状況から、明らかに「剪定」のための樹木切断であると認められ、これを伐採だという請求人の主張は、毛頭、採用することができるものではないと判断する。

以上検討の結果で明らかのように、北公園愛護会による本件樹木の

切断は、いずれも樹木の「剪定」に属する範囲の行為に該当するものであり、市から特段の許可を受けないまま実施しているものの、その行為には何ら違法・不当な点は認められず、請求人の上記主張が不当なものであることは明らかである。

(2) 本件樹木切断に関する市担当職員の責任の有無について

請求人は、本件樹木の切断について、本件公園の維持管理を担当する市職員には、違法に財産の管理を怠る事実があり、損害補填などの責任があると主張しているので、次に、その点につき検討するに、本件樹木の切断行為は、前述のとおり、市が、樹木の剪定などを含め本件公園の維持管理の協働を包括的に委ねている北公園愛護会が、本件公園の維持管理の一環としての「剪定」として実施したものであり、何ら違法・不当なものは認められず、本件樹木の剪定により市に何らの損害も生じていないことは明らかであるので、その協働を託している市の担当職員に責められるべき点は一切ないことは明白であり、請求人のその余の主張に対する判断をするまでもなく、請求人の上記請求が不当であることは明らかであると思料する。

以上検討のとおり、請求人の各主張は、いずれの点においても、何ら理由がなく、不当であると言わなければならない。

よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。